

2026 年 9 月 24 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役 社長執行役員 伊藤 正 (コード番号 4784 東証プライム)
問い合わせ先	執行役員 菅谷 俊彦
T E L	03-5728-7900
U R L	https://internet.gmo

**インターネット広告事業の組織再編を目的とした
子会社（GMO コマース株式会社 証券コード：410A）及び孫会社の異動
及び個別業績における特別利益の発生に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社の親会社である GMO インターネットグループ株式会社（証券コード 9449：東証プライム 以下、「GMO-IG」といいます。）が保有する GMO コマース株式会社（証券コード 410A：東証グロース 以下、「GMO コマース」といいます。）の株式（発行済株式総数の 65.96%）を取得し、同社を連結子会社とすること（以下、「本株式取得」といいます。）、並びに、本株式取得に伴い、当社の完全子会社である GMO NIKKO 株式会社（以下、「GMO NIKKO」といいます。）及び GMO インサイト株式会社（以下、「GMO インサイト」といいます。）の株式を GMO コマースへ譲渡すること（以下、「本株式譲渡」といい、本株式取得と本株式譲渡を総称して「本取引」といいます。）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本株式譲渡に伴い、当社の個別業績におきまして、特別利益が発生する見込みとなりましたので、合わせてお知らせします。

なお、GMO NIKKO 及び GMO インサイトに関する当社の孫会社の異動については、当社グループ内の再編であることから、開示事項及びその内容を一部省略しております。

記

1. 本取引の目的及び理由

当社は、2025 年 1 月に GMO-IG より事業を承継した新体制のもと、GMO インターネットグループの中核会社としてインターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業の領域で①既存事業の安定・継続成長、②インターネットインフラ事業と広告・メディア事業との事業シナジーの追求、③新規事業（GMO GPU クラウド）の展開、④仲間づくり（M&A）の 4 分野を基本戦略とし、安定した全社利益の成長と、新規事業及び仲間づくりへの投資によるさらなる成長余地の拡大を目指してまいりました。

GMO コマースは、マーケティング領域で事業を展開しており、店舗マーケティングを中心とするストック型事業

を多く有し、約 1.8 万件の顧客基盤を有するとともに、広告事業におけるストック型事業の展開ノウハウも豊富に有することに加え、店舗販促・集客アプリ事業を行う GMO デジタルラボ株式会社（以下、「GMO デジタルラボ」といいます。）を連結子会社としております。当社は、GMO コマースを当社の連結子会社とすることにより、同社の顧客基盤を新たに獲得し、当社が有するインターネットインフラ事業の顧客基盤との相互の顧客送客・クロスセルによるシナジーを追求することが可能となり、当社が推し進めてきた基本戦略におけるインターネットインフラ事業と広告・メディア事業との事業シナジーの追求を一段と進めるとともに、広告事業におけるストック型商材の展開を推進することができるものと判断いたしました。

また、これに伴い、当社の完全子会社である GMO NIKKO 及び GMO インサイトを GMO コマースの子会社とすることで、マーケティング・広告を取り扱う各社間でのノウハウの共有及びレポートラインの整理を図り、GMO コマースを当社グループのインターネット広告・メディア事業における中核会社とする体制といたします。あわせて、GMO コマースが有する顧客基盤及びストック型事業の展開ノウハウを活用し、フロー型の収益構造を中心としてきた GMO NIKKO 及び GMO インサイトにおけるストック型事業への転換・拡大を推進することで、インターネット広告・メディア事業全体の収益基盤の安定化を図ってまいります。

本取引により、当社の連結におけるインターネット広告・メディア事業を強化し、当社連結企業集団における中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

2. 本取引の概要

本取引は、GMO インターネットグループにおけるグループ内企業の再編であり、次の①及び②により構成されます。

① GMO コマース株式の取得（子会社の異動）

当社は、GMO-IG が保有する GMO コマースの株式（発行済株式総数の 65.96%）を取得し、GMO コマースを当社の連結子会社といたします。

② GMO NIKKO 株式及び GMO インサイト株式の譲渡（孫会社の異動）

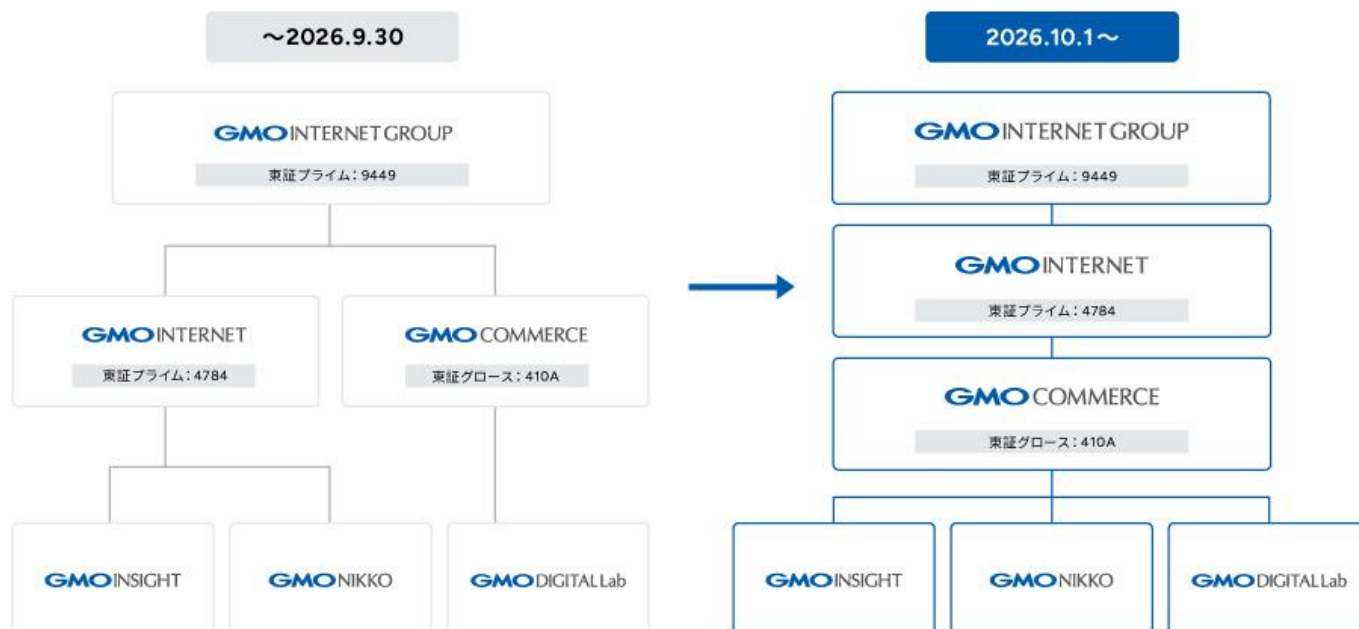
上記①に伴い、当社は、当社の完全子会社である GMO NIKKO 及び GMO インサイトの全株式を GMO コマースへ譲渡いたします。これにより、GMO NIKKO 及び GMO インサイトは、当社の孫会社となります。

本取引後、GMO コマースは、GMO NIKKO、GMO インサイト及び GMO デジタルラボを傘下に持つ、当社の連結におけるインターネット広告・メディア事業の中核会社となります。本取引の前後における資本関係の概要は、下記＜本再編取引の一覧＞に記載の図のとおりです。

<本再編取引の一覧>

【本取引の前後における資本関係】

体制図



3. 子会社の異動

(1) 異動する子会社の概要

① 名称	GMO コマース株式会社	
② 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山名 正人	
④ 事業内容	店舗の CX 向上および DX 推進を支援するマーケティングプラットフォーム等の開発、提供	
⑤ 資本金	1,103 百万円 (2026 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設立年月日	2012 年 11 月 22 日	
⑦ 大株主と持株比率	GMO インターネットグループ株式会社	65.96%
	山名 正人	1.95%
	MSIP CLIENT SECURITIES	1.37%
	大澤 健作	0.86%
	石川 幸司	0.74%
	伊勢 主税	0.73%
	大沢 正治	0.64%
	北川 誠司	0.55%

	土井 将司	0.55%
	松下 雅彦	0.55%
	(2026 年 6 月 30 日現在)	

⑧ 上場会社と当該会社の関係

資本関係	当社の親会社である GMO-IG の連結子会社であり、GMO-IG が発行済株式の 65.96%を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

⑨ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
純資産	401 百万円	547 百万円	2,776 百万円
総資産	1,562 百万円	1,862 百万円	4,038 百万円
1 株当たり純資産	111.78 円	152.27 円	502.07 円
売上高	1,766 百万円	1,983 百万円	2,456 百万円
営業利益	219 百万円	348 百万円	523 百万円
経常利益	220 百万円	351 百万円	508 百万円
当期純利益	143 百万円	218 百万円	342 百万円
1 株当たり当期純利益	39.85 円	60.69 円	84.25 円
1 株当たり配当金	13,447.00 円	22,392.77 円	40.30 円

(2) 取得の相手先の概要

① 名称	GMO インターネットグループ株式会社
② 所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 兼グループ CAIO 熊谷 正寿
④ 事業内容	持株会社（グループ経営機能） ■グループの事業内容 インターネットインフラ事業 インターネットセキュリティ事業 インターネット広告・メディア事業 インターネット金融事業 暗号資産事業
⑤ 資本金	50 億円（2026 年 6 月 30 日現在）

⑥	設立年月日	1991 年 5 月 24 日	
⑦	純資産	307, 287 百万円（2026 年 6 月 30 日現在）	
⑧	総資産	2, 140, 251 百万円（2026 年 6 月 30 日現在）	
⑨	大株主と持株比率	株式会社熊谷正寿事務所	36. 62%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13. 77%
		熊谷正寿	9. 22%
		CEP LUX-ORBIS SICAV	4. 76%
		株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4. 47%
		THE BANK OF NEW YORK MELLON（140051）	1. 75%
		The Bank of New York（133612）	1. 61%
		ORBIS INSTITUTIONAL FUNDS LIMITED-ORBIS	1. 49%
		INSTITUTIONAL GLOBAL EQUITY（OFO）FUND	
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（505001）	1. 37%
		（2026 年 6 月 30 日現在）	
⑩	上場会社と当該会社の関係		
	資本関係	GMO-IG は、2026 年 6 月 30 日現在の当社の発行済普通株式数（304, 698, 528 株）から自己株式（451, 504 株）を減じた株式数の 59. 33%に相当する 180, 500, 428 株の普通株式を所有しております。	
	人的関係	当社の取締役 7 名（監査等委員である取締役 3 名を含む。）のうち、4 名が GMO-IG で兼務しております。	
	取引関係	GMO-IG へのグループ管理業務の委託	
	関連当事者への該当状況	当社は GMO-IG の連結子会社であり、当社と GMO-IG は相互に関連当事者に該当いたします。	

(3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

①	異動前の所有株式数	GM0 コマース : 0 株 (議決権の数 : 0 個) (議決権所有割合 : 0%)
②	取得株式数	3,596,400 株
③	取得価額	合計 (概算額) : 4,376 百万円
④	異動後の所有株式数	GM0 コマース : 3,596,400 株 (議決権の数 : 35,964 個) (議決権所有割合 : 66.02%)

4. 孫会社の異動

(1) 異動する孫会社の概要

1. GM0 NIKKO

①	名称	GM0 NIKKO 株式会社
---	----	----------------

②	所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 佐久間 勇		
④	事業内容	総合マーケティング支援事業		
⑤	資本金	100 百万円		
⑥	設立年月日	2009 年 8 月 3 日		
⑦	大株主と持株比率	当社：100.00%		
⑧	上場会社と当該会社の関係			
	資本関係	当社が当該会社の発行済株式総数の 100%を保有しています。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
⑨	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
	純資産	1,050 百万円	1,832 百万円	1,811 百万円
	総資産	5,075 百万円	6,115 百万円	5,785 百万円
	1 株当たり純資産	251,374 円	438,720 円	433,484 円
	売上高	8,479 百万円	10,165 百万円	8,973 百万円
	営業利益	75 百万円	284 百万円	100 百万円
	経常利益	105 百万円	297 百万円	124 百万円
	当期純利益	52 百万円	157 百万円	72 百万円
	1 株当たり当期純利益	12,524 円	37,613 円	17,333 円
	1 株当たり配当金	7,520 円	22,570 円	13,000 円

2. GMO インサイト

①	名称	GMO インサイト株式会社
②	所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 徳永 伸一郎
④	事業内容	インターネット広告・メディア事業
⑤	資本金	50 百万円
⑥	設立年月日	2017 年 6 月 1 日
⑦	大株主と持株比率	当社：100.00%
⑧	上場会社と当該会社の関係	
	資本関係	当社が当該会社の発行済株式総数の 100%を保有しています。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
⑨	最近 3 年間の経営成績及び財政状態	

決算期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
純資産	431 百万円	462 百万円	549 百万円
総資産	630 百万円	779 百万円	1,046 百万円
1 株当たり純資産	431,541 円	462,857 円	549,389 円
売上高	1,163 百万円	1,383 百万円	1,630 百万円
営業利益	261 百万円	194 百万円	260 百万円
経常利益	263 百万円	199 百万円	260 百万円
当期純利益	169 百万円	133 百万円	166 百万円
1 株当たり当期純利益	169,955 円	133,295 円	166,512 円
1 株当たり配当金	101,980 円	79,980 円	124,890 円

(2) 株式譲渡の相手先の概要

「3. 異動する子会社の概要 (1) 異動する子会社の概要」に記載のとおりです。

(3) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

1. GMO NIKKO

① 異動前の所有株式数	GMO NIKKO : 4,178 株 (議決権の数 : 4,178 個) (議決権所有割合 : 100%)
② 譲渡株式数	4,178 株
③ 譲渡価額	合計 (概算額) : 2,100 百万円
④ 異動後の所有株式数	GMO NIKKO : 0 株 (議決権の数 : 0 個) (議決権所有割合 : 0%) (注)

注 : 上記の議決権所有割合は、当社が直接所有する議決権の割合です。本取引の実行後、GMO NIKKO は当社の連結子会社となる GMO コマースの完全子会社 (当社の孫会社) となるため、当社は、GMO コマースを介して同社の議決権の 66.02% を間接的に所有することとなり、同社は継続して当社の連結企業集団に属します。

2. GMO インサイト

① 異動前の所有株式数	GMO インサイト : 1,000 株 (議決権の数 : 10 個) (議決権所有割合 : 100%)
② 譲渡株式数	1,000 株
③ 譲渡価額	合計 (概算額) : 1,500 百万円
④ 異動後の所有株式数	GMO インサイト : 0 株 (議決権の数 : 0 個) (議決権所有割合 : 0%) (注)

注 : 上記の議決権所有割合は、当社が直接所有する議決権の割合です。本取引の実行後、GMO インサイトは当社の連結子会社となる GMO コマースの完全子会社 (当社の孫会社) となるため、当社は、GMO コマースを介して同社の議決権の 66.02% を間接的に所有することとなり、同社は継続して当社の連結企業集団に属します。

5. 日程

①	取締役会決議日	2026 年 9 月 24 日
②	株式譲渡契約締結日	2026 年 9 月 24 日（予定）
③	株式譲渡実行日	2026 年 10 月 1 日（予定）

6. 今後の見通し

本株式譲渡により、当社の個別決算上は 2,123 百万円の特別利益の計上が見込まれますが、本株式譲渡は実行日において当社の連結子会社となる GMO コマースへの株式譲渡であるため、当社の連結決算上は特別利益の発生はありません。また、その他の本取引による今期の当社業績への影響は軽微です。来期の当社業績に与える影響については精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

GMO-IG は、2026 年 6 月 30 日現在、当社の議決権の 59.33%を直接所有する親会社及び筆頭株主である（間接保有分を含めると当社の議決権の 60.61%となります。）ことから、本取引は当社において支配株主との取引等に該当いたします。

当社が、2026 年 3 月 31 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主と少数株主との利益相反が生じうる取引行為の決議にあたっては、取引発生の都度、独立社外取締役である監査等委員を中心とした特別委員会を組成し、独立性・客観性を持った見地からの意思決定を行う体制を確保することとしています。」と定めております。

本取引に関しては、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じていることから、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

1. 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本取引における株式取得価額の公正性・妥当性を確保するため、取得価額の決定に際し、当社及び GMO-IG から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）に対し、GMO コマースおよび GMO NIKKO、GMO インサイトに係る株式価値算定を依頼し、2026 年 9 月 24 日付で株式価値算定書（以下、「本算定書」といいます。）を取得しております。

なお、KPMG は、当社及び GMO-IG の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本取引に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反の恐れを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、当社の少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、GMO-IG と利害関係を有しない当社の社外取締役兼独立役員であり監査等委員である岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の3名によって構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を2026年7月21日に設置し、本特別委員会に対し（a）本取引の目的の合理性、（b）本取引に係る対価その他の取引条件の妥当性、（c）本取引に係る手続の公正性、（d）当社取締役会による本取引についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められるか否か（以下、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は2026年8月4日から2026年9月18日までに、合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討を前提として、本取引は、当社の少数株主にとって不利益を生じさせるものであるとはいえない旨の答申書を、2026年9月24日付で、当社取締役会に提出しております。なお、当該答申書の概要については、下記のとおりです。

I. 答申の内容

- （a）本取引の目的は合理的であると考えます。
- （b）本取引に係る対価その他の取引条件は妥当であると考えます。
- （c）本取引に係る手続は公正であると考えます。
- （d）当社取締役会による本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えます。

II. 答申の理由

（a）本取引の合理性

当社からの説明及び本取引の概要に関する説明資料、本取引に係る各株式譲渡契約のドラフト等によれば、本取引の目的は大要以下のとおりである。

- ・ 当社は、2025年1月にGMO-IGから事業を承継した新体制の下、インターネットインフラ事業及びインターネット広告・メディア事業を中核事業とし、既存事業の安定・継続成長、両事業間のシナジー追求、新規事業の展開及び仲間づくりによる成長余地の拡大を基本戦略としていること。
- ・ GMO コマースは、店舗マーケティングを中心とするストック型事業を多く有し、約1.8万件の顧客基盤及び広告事業におけるストック型事業の展開ノウハウを有するとともに、店舗販促・集客アプリ事業を行う GMO デジタルラボ株式会社を連結子会社としていること。本株式取得により、当社は、GMO コマースの顧客基盤を新たに獲得し、当社

のインターネットインフラ事業の顧客基盤との間で相互の顧客送客及びクロスセルを行うことが可能となり、インターネットインフラ事業と広告・メディア事業とのシナジーの追求を一段と進めるとともに、広告事業におけるストック型商材の展開を推進することが期待できること。

- ・ 本株式譲渡により、マーケティング・広告を取り扱う GMO コマース、GMO NIKKO 及び GMO インサイトの各社間でノウハウの共有及びレポートラインの整理を図り、GMO コマースを当社連結企業集団のインターネット広告・メディア事業における中核会社とする体制を構築するとともに、GMO コマースが有する顧客基盤及びストック型事業の展開ノウハウを活用し、フロー型の収益構造を中心としてきた GMO NIKKO 及び GMO インサイトにおけるストック型事業への転換・拡大を推進することにより、インターネット広告・メディア事業全体の収益基盤の安定化が期待できること。

以上を踏まえて、当委員会において慎重に審議・検討をしたところ、本取引の目的に関する当社の説明及び検討結果については当委員会としても特に違和感はなく、本取引は当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと認められる。したがって、本取引の目的には合理性があると考える。

(b) 対価その他の取引条件の妥当性

ア 対価の妥当性

本算定書における DCF 法及び市場株価平均法による株式価値算定の基礎とされている GMO コマース、GMO NIKKO 及び GMO インサイトの各事業計画の作成手続及び内容に特段不合理な点は認められないところ、各株式の取得価格及び譲渡価格は、各社において採用されたいずれの算定結果によっても合理性を有するため、本取引に係る対価（以下、「本取引対価」という。）は妥当である。

イ その他の取引条件の妥当性

本株式取得に係る株式譲渡契約においては、当社の義務履行の前提条件や、GMO-IG の表明保証、誓約事項、補償責任等、同種の取引において買主の利益保護の観点から一般に合意される事項が一定の範囲で規定されており、過度に売主に有利な規定は特に見受けられない。また、本株式譲渡に係る株式譲渡契約においても、GMO コマースの表明保証、誓約事項、補償責任等、同種の取引において売主の利益保護の観点から一般に合意される事項が一定の範囲で規定されており、過度に買主に有利な規定は特に見受けられない。以上のとおり、本取引対価以外の取引条件についても、特段不合理な点は認められない。

(c) 手続の公正性

ア 独立した当委員会の設置

当社取締役会は、GMO-IG、GMO コマース及び本取引の成否からの独立性が認められる当社の社外取締役（監査等委員）であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第 436

条の2に規定する独立役員である岩濱取締役、杉野取締役及び鮎川取締役の3名から構成される当委員会を設置し、当委員会に対して本諮問事項を諮問した。当社取締役会は、当委員会の判断を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと等を決定した。

イ 当社における独立したフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当委員会が承認した、当社、GMO-IG及びGMO コマースから独立した当社のフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である KPMG から、本株式のうち KPMG 算定対象会社に係る価値算定、GMO-IG との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、2026年9月24日付で本算定書を取得した。なお、当社及び当委員会は、本取引において独立した第三者算定機関からフェアネス・オピニオンを取得していないが、MBO 及び支配株主による従属会社の買収を対象とする経済産業省の2019年6月28日付「公正な M&A の在り方に関する指針」においても、フェアネス・オピニオンの取得は必須とはされていないこと、上記(b)(ア)のとおり、本取引対価は妥当であると考えられること、及び、本取引においては、他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、これにより手続の公正性が損なわれるものではないと考えられる。KPMG に対する報酬は固定額で決定されており、成功報酬を採用していないことから、本取引との関係でも、KPMG の独立性は否定されない。

ウ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、当委員会が承認した、当社並びに GMO-IG 及び GMO コマースから独立した当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下、「MH」という。）から、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けた。MH に対する報酬は、業務に係る稼働時間に一定の時間単価を乗じた金額を基礎として算出された金額とする予定であり、成功報酬を採用していないことから、本取引との関係でも、MH の独立性は否定されない。

エ 利害関係を有する取締役及び監査役の本取引に係る検討・交渉への不参加

当社の取締役7名のうち、岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役4名は、本取引に関して特別の利害関係がある又はその恐れがあるため、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場で本取引に係る協議及び交渉に関与していない（但し、当該決議に参加しなかった岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役4名は、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該決議に関して取締役会の定足数を満たしていない可能性があることから、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、橋口取締役を加えた取締役4名（但し、特別委員会の各委員に係る

報酬額決定に関しては、当該委員に代えて伊藤取締役を加えた取締役4名）で改めて決議を行っている）。加えて、岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役4名は、2026年9月24日に開催予定の当社取締役会においても、本取引に係る議案の審議及び決議には参加しない（但し、当該決議に参加しなかった岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役4名は、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該決議に関して取締役会の定足数を満たしていない可能性があることから、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、橋口取締役を加えた取締役4名で改めて決議を行う）予定とのことである。

オ 適切な情報開示

当委員会は、本取引に係るプレスリリースの内容について説明を受け、KPMG及びMHからも助言を受けてその内容を確認した。当該プレスリリースでは、金融商品取引所の規程に基づき必要とされる事項が記載されるとともに、当委員会の答申の内容等に関して、充実した情報開示が予定されている。

カ 以上の他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社がGMO-IG又はGMOコマースより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められず、当委員会は、本取引に係る手続は公正であると考ええる。

(d) 本取引には、目的の合理性及び取引条件の妥当性が認められ、かつ、手続に係る公正性も認められる。これらの点を踏まえ、当委員会は、当社取締役会における本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

3 独立した法律事務所からの助言

当社は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本取引に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業は、当社及びGMO-IGの関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

4 当社における独立した社内検討体制の構築

当社は、GMO-IGから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築しております。具体的には、GMO-IGの役職員を兼務していない、GMO-IGから独立性が認められる役職員を当社において本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員とし、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

5 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

当社の取締役7名のうち伊藤正氏、熊谷正寿氏、橋口誠氏及び安田昌史氏の4名は、GMO-IGの取締役又は執行役員を現在兼務しており、本取引における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、本日開催の当社取締役会では、上記4名を除く岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の3名の取締役に於いて審議し、その全員一致により本取引を行うことを決議したうえで、取締役会の定足数を確保する観点から、上記4名の取締役のうち、相対的に利益相反の恐れが低いと考えられる橋口誠氏を加えた4名の取締役に於いて改めて審議し、全員一致により本取引を行うことを決議しました。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本取引が、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「2 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社並びに GMO-IG から独立性を有し、また、本特別委員会より、2026 年 9 月 24 日付で、(a)本取引の目的の合理性、(b)本取引の対価その他の取引条件の妥当性、(c)本取引の手続の公正性はいずれも認められ、(d)当社取締役会による本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を受領しております。当該答申書の概要は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「2 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

以上